



違法な海外持出しに 我関せず 象牙印を 進んで販売するハンコ店

印章小売業者に対する
スナッフショット調査

2020年12月





©EIAimage

EIAについて

環境調査エージェンシー（EIA）は、環境犯罪の撲滅に全力をあげる国際的な非政府組織である。EIAは、秘密調査を導入して世界中の環境犯罪を暴く非営利組織のパイオニアとして30年以上の実績を持つ。秘密情報報告書、証拠書類、キャンペーンに関する専門知識、そして国際的なアドボカシー活動ネットワークによって、EIAは市場の需要、政府の政策および野生生物と環境関連製品に関する国際取引における法執行の変化を促すことによって、広範にわたる環境保護の達成を可能にしてきた。EIAが日本にフォーカスした象牙キャンペーンについては→www.eia-global.org/subinitiatives/japan

JTEFについて

認定NPO法人トラ・ゾウ保護基金（JTEF）は、野生の生きものの立場に立ってその世界を守り、それを通じて生物多様性を保全するとともに人間の自然環境を守ることをめざして設立された非営利、非政府の団体である。JTEFは日本がかかわる野生生物犯罪を撲滅し、また非持続的な野生生物取引を消滅させるために、野生動物市場を調査し、法制度の分析を行い、法執行機関および目標を共有する世界と日本の組織と協力する。詳細については→www.jtef.jp

謝辞

環境調査エージェンシー（EIA）は、Shared Earth Foundation, the Tilia Fund,および数名の個人寄付者の皆様からいただいたご支援に心より感謝申し上げます。

© Environmental Investigation Agency, Inc. (US) and Japan Tiger and Elephant Fund 2020.

EIA

PO Box 53343
Washington DC 20009
USA

TEL: +1 202 483-6621

Email: info@eia-global.org

Website: eia-global.org

トラ・ゾウ保護基金（JTEF）

〒105-0001東京都港区虎ノ門
2-5-4末広ビル3階

TEL: 03-3595-8088

E: hogokikin@jtef.jp

Website: jtef.jp

要約

日本は、世界最大の合法的な象牙市場を持つ国であり、しかも象牙取引の管理が厳格さに欠けるため、継続して違法輸出を含む象牙の違法取引を引き起こしてきた。

日本における象牙の80%が、ハンコ製造のために消費されていることから、象牙取引における象牙印の小売業者の役割を理解することは重要である。そこでEIAおよびJTEFは、2020年、ハンコ店に対する2つのスナップショット調査を実施した。小売業者が、購入後の象牙印の海外持ち出し（これは違法な行為である。）を意図する顧客に対しても象牙印を売ろうとするかどうかを判定するもので、同様の調査が実施された2018年以後のハンコ店の販売態度を追跡する意義をもつ。一つ目は、3大都市圏に所在し、2018年の調査時には顧客の海外持ち出しの意図を知って象牙印の販売を拒絶した100のハンコ店に対する追跡調査である。今回調査員に應對した店の38%（29/76店）、東京に限ってみると39%（16/41店）が、象牙印を売る姿勢に転じていた。もう一つの調査は、3大都市圏を除く全国に所在し、初めてアプローチする150のハンコ店を対象とするものである。調査員に應對した店の91%（81/89店）が、購入後海外へ持ち出されることになると知らず知らず象牙印を売ろうとした。しかも、ほとんどの店が象牙印を輸出することが違法であることを知っていた。さらに、いくつかのケースでは、輸出禁止の網をくぐって象牙を無事海外へ持ち出すために当局を出し抜く方法を指南した。これらの結果は、多数の象牙印小売業者が、その輸出が違法と知りつつ、なおも海外持ち出しを意図する顧客に象牙印を販売しようとする実態を暴き出し、日本政府の違法輸出に関する普及啓発キャンペーンが失敗に終わっていることを示している。日本がこの重大な象牙の違法輸出問題を解決する唯一の方法は、その市場を閉鎖し、そのための規制を効果的に執行することである。



背景: 日本の国内象牙市場

1970年以降、26万2000頭以上のアフリカゾウが、日本の象牙需要を満たすために殺された¹。1970年代、業界は象牙をハンコの高級素材として大衆化させ、日本における象牙需要を劇的に増加させたが、これがアフリカの至る所で密猟が蔓延する一因となった²。1989年、国際社会は密猟危機への対処として「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（CITES、ワシントン条約）の下、象牙の国際取引禁止に合意した。日本は、この禁止後、1999年と2008年の2度にわたって南部アフリカ諸国から象牙を輸入することを許された唯一の国である。

2016年、ワシントン条約の締約国は、アフリカゾウの密猟が再び活発化したこと³を受け、改正された決議10.10「ゾウの個体等の取引」にもとづき、密猟または違法取引の一因となる国内象牙市場を閉鎖すべきことに全会一致で合意した。しかし、日本政府は条約における決定にもかかわらず自らの市場を守り続けている。条約決議の文言に違反していないという主張のもとに、世界のどの国よりも巨大で流通が活発な象牙取引を今日に至るまで維持しているのである。

日本の合法化された加工用象牙の在庫は、近年、185トンの全形牙（2019年12月末現在）⁴と74トンのカット・ピース（2019年3月時点）⁵とを合わせ、ほぼ260トンもの量となっている。日本には、2020年7月時点で登録された12,886の象牙業者によって運営される象牙取引を行うための施設（店舗など）が16,175ある⁶。東京に限ってみれば、登録業者が2,525、施設が2,936（全国の18%）となっている⁷。

日本政府は、その市場は厳格な管理下にあると主張している。しかし、現実を見れば、法令は抜け穴だらけであり、しかもその執行すら不十分であるため、国内では違法取引が蔓延し、国外への違法輸出も続いている⁸。日本政府は、過去数十年、管理の仕組み

を繰り返し改定することで、うわべだけの改善を図ってきたが、それらの措置がほとんど実効性を欠いていることが既に明らかとなっている⁹。

象牙取引管理の核をなすのが「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）にもとづく象牙の登録制度である¹⁰。象牙は、この登録を経て合法的に流通することになる。しかし、この登録手続においては、象牙の出所や取得がワシントン条約に違反していないことを証明できるだけの客観的な証拠が求められていない。最近まで、税関における通関書類や象牙購入の際の領収書などの証明力の高い証拠に代えて、象牙所有者の友人や家族を含む第三者による証明が、登録のための決定的な合法性証明書類として受理されてきた。2019年7月からは、登録しようとする象牙が1989年の国際取引禁止以前のものであるかどうかを証明するための放射性炭素年代測定が求められるようになった。しかし、登録制度が始まった1995年以来、既に大量の象牙が既に合法化され、国内合法市場になだれ込んでしまっている¹¹。もうひとつの深刻な問題は、ほとんどのカット・ピースが登録の対象とされていないため、コストのかかる年代測定を回避したいと思えば、象牙を分割し、その後譲り受けることにしてしまえば事は済んでしまう点である。さらに、象牙がいったん分割されると、もはや登録が求められなくなるだけでなく、個々のカット・ピースや象牙製品にマーキングが（法的に）求められることもないため、それらを追跡し、他の象牙と区別することは完全に不可能となる。

取引管理がこのように緩やかなものであるため、小売業者らは合法（とされてしまっている）象牙の販売に従事でき、それがしばしば象牙の違法輸出を引き起こす結果となっている。2018年1月から2020年12月14日までに、大部分が中国となる外国で日本由来の象牙が押収された件数は、少なくとも76にのぼる¹²。印材、立像、その他の彫刻、宝飾品、掛軸の軸先、そして全形牙などが、主に郵便物の中から輸入国当局によって発見されている。中国における象牙取引禁止が発効した後に中国から日本へ旅行した422名を対象に行われた最近の調査では、日本への旅行前に象牙の購入を計画した者は19%に達し、実際に日本を訪れた際に12%が実際に象牙を購入したと推定されている¹³。象牙を購入した者のうち、35%は空路で持ち帰り、32%が日本の店舗から郵便で送らせ、10%が自分自身で中国へ郵送していた。

日本の未加工象牙消費の80%はハンコ製造によるものである¹⁴。ハンコは、公的な文書等へのサインの代わりに用いられ、素材は象牙を含め多様である。しかし、印材としての象牙の使用は決して伝統的なものではない¹⁵。大部分の未加工象牙消費をもたらす象牙印市場においては、ハンコ産業とハンコの小売業者らが重要な役割を果たしている。象牙製ハンコの在庫量は、現在951,456本となっている（2019年3月時点）¹⁶。

印章小売業者の調査：調査目的と方法

ハンコ産業が象牙市場において果たしている役割の大きさを念頭に、EIAとJTEFは、数年にわたってハンコ取引を監視してきた。2018年、東京、大阪および名古屋を中心とする3大都市圏でハンコ店を電話調査したところ、販売した象牙印がその後輸出されること（違法な行為である。）を知りながら、それを販売しようとした店が175店（58%）にのぼる一方、販売を拒否したのは128店にとどまった¹⁷。

この2018年調査後のハンコ店の販売態度を追跡すべく、2020年、2つの調査を相次いで実施した。

過去に調査した3大都市圏内128のハンコ店中100店を対象とした調査A¹⁸

2018年に調査した際は、この128のハンコ店すべてが、購入後輸出する意図と知れた顧客には象牙印の販売を拒絶していた。

2020年、そのうちの100店に対し、象牙印を販売しようとするかどうかを判定するため、1名の調査員が2018年調査と同様のストーリーで電話をかけた。なお、ハンコ店が販売した象牙印の輸出が違法であることを知っているかどうかはわざわざ確認していない。これらのハンコ店がその点を理解していることは2018年調査時に把握済みだからである。

2018年には調査対象としなかった、大都市圏外のハンコ店150を対象とした調査B¹⁹

これらの小売業者は、環境省の監督下にある「一般財団法人自然環境研究センター」（JWRC）に登録された「特別国際種事業者」の登録簿²⁰ 20から、大部分の道府県を含んで地理的に偏りがないようにしつつ、無作為に抽出、選定された。

2020年、1名の調査員が顧客を装ってこれら150店



調査した長野県の店で売られていた象牙印

に電話をかけ、その友人または調査員に象牙印を売ろうとするかどうか、その輸出が違法であることを理解しているかどうかを確認した。電話の内容は、「来日できない外国の友人が象牙印を買って来て欲しいと言っている」という2018年調査時と同様のストーリーにもとづいている。

調査結果

調査A：東京、大阪および名古屋を中心とする大都市圏

調査員は、過去象牙印の販売を拒絶した128のハンコ店のうち100店に電話をかけた。うち75店は東京を中心とする関東大都市圏に（48店が東京都内）、残り25店が大阪を中心とする近畿大都市圏および名古屋を中心とする中京大都市圏に所在している²¹。表1のとおり、象牙印販売についてやり取りができたのは76店（76%）であり、うち都内に所在するのは41店（東京都所在の調査対象店の85%）である。

既に述べたとおり、2018年にはこれら76店のすべてが、顧客が海外へ持ち出す意図であることを知るや象牙印の販売を拒否していた。これとは対照的に、2020年になると、うち29店（38%）が、同様の条件下で販売に応じる態度に転じていた。東京に所在する41店について見ると、うち16店（39%）が象牙印を売る方向へ態度変更している。

調査B：3大都市圏を除くほぼ日本全域

150のハンコ店のうち、89店（59.3%）が電話に出て、象牙印販売について応じた。40店（26.7%）は、完全な廃業またはもっぱら文房具販売にシフトしたとの理由で、ハンコの販売を止めていた。2店は、象牙印販売について電話応答することを拒み、2店は（ハンコは扱っているが）象牙印の販売を止めており、残り17店には電話が繋がらなかった。

象牙印について調査員に応じた89のハンコ店の反応を表2に示した。うち68店（カテゴリーI、IIの合計：全体の76.4%）は、輸出が違法と理解しているにもかかわらず、顧客が海外へ持ち出す意図であることを知りながら象牙印を販売しようとした。13店（カテゴリーIII：全体の14.6%）は、象牙印の輸出が違法であることを知らずに、海外持出しの意図を持つ顧客に象牙印を販売しようとした。以上の結果、顧客が海外へ運び出す意図であることを知りながら象牙印を売ろうとした店は、89店のうち81店（カテゴリーI、IIおよびIIIの合計：全体の91%）という圧倒的多数にのぼった。しかも、その84%（68/81）は輸出が禁止されていることを知っていた。なお、いくつかのケースでは、それとわからないように何かに包み、他のものと一緒に送れば、大きなものではないので見つからないなど、輸出禁止の網をくぐって象牙を無事海外へ持ち出すために当局を出し抜く方法を指南した。

表 1:東京、大阪および名古屋を中心とする大都市圏のハンコ店に対する電話調査の結果（2020年）

結果	全体：東京、大阪および名古屋を中心とする大都市圏	うち東京
調査員と象牙印の販売についてやり取りした	76 (76%)	41 (85.4%)
象牙印を取り扱っていないと回答した	6 (6%)	1 (2.1%)
象牙印販売について電話での問い合わせには応じられないと回答した	1 (1%)	0 (0%)
卸売しかしていないため、一般客とは商談できないと回答した	1 (1%)	1 (2.1%)
電話に出なかった*	7 (7%)	3 (6.3%)
ハンコ店をやめていた	9 (9%)	2 (4.2%)
合計	100 (100%)	48 (100%)

*電話を取ってもらえない状態が続いたケース、手が離せないという理由で通話ができない状態が続いたケース、話し中が続いたケース、既に1度は連絡を試みていたが、本調査に警戒するよう指示する連絡が小売事業者間に回っていることが明らかとなったため再度の連絡を断念したケースを含む。

表 2:大都市圏を除く日本全域における象牙印販売店の反応

カテゴリー	象牙印販売店の反応	
I	- 象牙を輸出する意図と知りつつ販売しようとした - 顧客のために自ら輸出しようとした - 輸出が禁止されていることを知っていた	3 (3.4%)
II	- 象牙を輸出する意図と知りつつ販売しようとした - 顧客のために自ら輸出することは拒んだ - 輸出が禁止されていることを知っていた	65 (73%)
III	- 象牙を輸出する意図と知りつつ販売しようとした - 輸出が禁止されていることを知らなかった	13 (14.6%)
IV	- 象牙を輸出する意図と知って販売を拒んだ	8 (9.0%)
合計		89 (100%)

日本政府による普及啓発キャンペーンの失敗

ハンコ店調査の結果は、日本政府による象牙の違法輸出防止に向けた普及啓発キャンペーンが惨憺たる失敗に終わっていることを証明している。日本政府は、2017年以来、環境省および経済産業省を通じて、象牙輸出入の違法性に関する普及啓発キャンペーンを行ってきた。空港や象牙製品小売店には、小売業者と消費者の両方に響くようデザインされた大型ポスターが目立つように張り出されている。「日本象牙美術工芸組合連合会」（JIA）や「全日本印章業協会」などの象牙やハンコの関連業界団体もまた、象牙輸出の違法性について周知を行っている。このような周知は「適正な象牙取引の推進に関する官民協議会」の2017年来的努力としても位置付けられている²²。

しかし、このような努力にほとんど効果が認められ

ないことは、2017年に起きた象牙違法輸出事件における中国人の象牙仕入れ先がJIAの組合員であったことに象徴されている。2017年11月、東京港に停泊していたコンテナ船に戻ろうとする中国人船員の荷物に、ハンコへ加工する途中の象牙605本（重さ約7キロ、約31万円相当）が入っていた。この象牙の仕入れ先が、象牙の製造、卸売、小売を営む「全日本象牙卸売センター」であった。朝日新聞は、2018年2月にこの刑事事件を報じたが、記事に添えられた写真には店舗の窓に張り出されている日本政府の大型ポスターがはっきりと写っている²³。警視庁はこの店舗他を捜索し、会社の役員兼事業の統括責任者を逮捕した。この役員および会社は東京税関によって関税法にもとづく犯則処分を受けたが²⁴、刑事事件についてはその後不起訴になっている²⁵。

全日本象牙卸売センターの事件は、利益がコストやリスクを明らかに上回る場合は、法に触れても行動せんとするような小売業者および顧客に対して、単純な



象牙輸出入の違法性に関して警告する日本政府のポスター

普及啓発のメッセージは何の効果も持たないことを示している。多くのハンコ店は、熱心な顧客への販売機会に出会えば、違法輸出防止への献身的な協力など歯牙にもかけない。象牙販売自体が合法であって、違法輸出に関する法的責任を顧客に転嫁できる限り、このような事態が変わりはしない。一般論として、違法な野生生物取引をなくすことを企図した普及啓発キャンペーンは有効であり得る。しかし、それは行動変容をもたらすに十分なインセンティブがはたらく場合、例えば強力な法規制の効果的な執行が行われる場合に限られる。

東京における象牙取引

政府の普及啓発アプローチの失敗は、登録象牙業者の店舗等の18%が集中し、ほぼ間違いなく日本の象牙取引の中心地といえる東京において特にあらわとなっている。そのことは、我々の2018年調査で海外への持ち出しを意図する顧客には象牙印を売らないと述べていた東京のハンコ店のうち39%が、2020年の調査時には態度を翻して販売の意欲を示していたことから明らかである。2017年の全日本象牙卸売センター事件の象牙も、政府登録の東京に本店を置く業者が東京で運営する店舗で購入されていた。

2020年、東京都は、国際的な象牙市場閉鎖の動きと国際都市としての東京の役割を念頭に「象牙取引規



2018年2月、東京の全日本象牙卸売センターの店先には、政府の普及啓発キャンペーンポスターが。写真提供：朝日新聞社

制に関する有識者会議」を設置した²⁶。東京都による象牙取引検証の目的は、現行の取引規制のあり方を吟味し、象牙の違法取引および違法な象牙輸出の防止に向けて都がなすべき対策を提案することであり、国が行う以上の対策を検討することも想定されている。

日本の違法な象牙輸出：他国における象牙取引禁止を骨抜きに

水際において象牙の違法輸出を防止できていないこと、さらに政府による普及啓発キャンペーンの失敗は、密猟と象牙の違法取引撲滅に向けた国際的努力の実効性を脅かすものである。

例えば、中国税関総署は、他の法執行部局とともに少量の象牙押収で得られた証拠にもとづいて追跡捜査を展開する能力を発揮してきた。そして象牙およびその他の野生生物製品の組織化された違法取引を暴き出している。2018年、ウルムチ（中国新疆ウイグル自治区の首府）税関が受領した日本からの郵便小包には、1kg未満の象牙といくつかの赤珊瑚製品が梱包されていた²⁷。中国当局が開始した捜査の結果、塩城市を拠点に象牙その他の野生生物製品を売り捌く象牙業者が、少なくとも11の省の14の都市に張り巡らされた買取り業者のネットワークを通じて関与した、洗練された犯行が暴き出された。この件にかかわった犯罪

グループは、日本に滞在する2名の中国人エージェントを通じて、象牙を合法に買付け、税関を欺くために内容を偽って、大阪の倉庫から中国へ送らせていた。

輸出される象牙は少量であることが典型的とはいえ、その押収が継続的に生じていることからすると、押収できたものは氷山の一角であり、その量を見るだけでは取引規模を過少評価してしまう可能性が高い。また、近年日本由来の象牙は、中国本土以外のベトナム、台湾などでも押収される状況にある。他国がその国内象牙市場を閉鎖し続ける状況にあっては、組織的な野生生物の違法取引業者を含め象牙を購入せんとする者らは、その調達が容易であることがはっきりしている日本をますます利用するようになるだろう。



2018年1月から2020年12月14日までに、中国当局によって日本由来の象牙が押収された件数は、少なくとも72にのぼる（公表された資料による。）

<https://eia-global.org/japansillegalivoryexports>

結論

スナップショット調査の結果は懸念すべきものであり、日本政府にはまったく新しいアプローチが求められていることを示している。仮に小売業者のほとんどが象牙の輸出が違法であることを知ったとしても、その圧倒的多数は、象牙を販売することを選ぶ。

小売業者らは、自ら象牙を海外へ送ることさえしなければ、自らが報いを受けることはないわかっている。販売自体を違法とすることなく、したがって違法な販売行為に対して効果的な法執行がなされるという前提を欠くような普及啓発アプローチは、小売業者に揺さぶりをかけるという意味でも、消費者の気を変えさせるとい意味でも効果がない。日本がこれまで実行してきた欠陥のあるアプローチは、うわべだけの法規制の見直しと条約と自国の法令遵守について民間セクターの協力をおおぐことだけにとどまっていた。国内販売を合法化し続ける限り、このようなアプローチ

はまったく意味をなさず、欺瞞的ですからある。

日本の国内象牙市場は、継続して違法な象牙の国際取引の一因となっている。他国がその国内象牙市場の閉鎖を実施し、消費者が象牙を容易に手に入れられるオープンな市場に目を向ける状況にあっては、ますますそうなるだろう。日本政府がとるべき、まさしく唯一の行動は、その象牙市場を閉鎖することである。そして東京都は、世界を代表する国際都市として、都内での象牙取引を禁止するための大胆な方策を講じて、国に先駆けるべきである。

提言

日本政府に対して

- ・ワシントン条約決議10.10（第18回締約国会議改正）にしたがい、国内象牙市場を緊急に閉鎖すること
- ・税関に対し、象牙の違法輸出の防止に優先順位を置いて取締りを行わせること、またそのために必要な政策的措置をとらせること

東京都に対して

- ・できる限り早急に都内の象牙市場を閉鎖すること、すなわち東京都議会で制定される条例によって、東京都内における象牙の売買ならびに販売目的の陳列および広告を、できる限り速やかに禁止すること
- ・都内の象牙市場閉鎖の施行までの間に、次の措置をとること
 - 象牙フリーの国際都市を目指す東京都の政策の緊急宣言
 - 上記政策に沿って象牙販売を見合わせるよう東京の象牙業者を指導する要綱（ガイドライン）の策定（このガイドラインは、条例による取引禁止施行時まで効力を持つ。）
 - 上記政策および将来施行される都条例に関する都民および海外からの来訪者に対する普及啓発を行うこと
- ・警視庁に、違法な国内取引・輸出を阻止するための取締りを強化させること

引用および注釈

1. EIAによる算定。要請に応じ提供可能
2. Kitade, T. and A. Toko. 2016. Setting Suns: The Historical Decline of Ivory and Rhino Horn Markets in Japan. TRAFFIC, Tokyo. Available at: http://www.trafficj.org/publication/16_Setting_Suns.pdf
3. Chase MJ, et. al. 2016. Continent-wide survey reveals massive decline in African savannah elephants. PeerJ 4:e2354 <https://doi.org/10.7717/peerj.2354>
4. 環境省. 2020. 2020年4月2日付トラ・ゾウ保護基金・坂元に対する文書による回答. 環境省自然環境局野生生物課
5. 経済産業省. 2020. 2020年11月6日付トラ・ゾウ保護基金・坂元に対する文書による回答. 経済産業省製造産業局生活製品課
6. 以下から算出。自然環境研究センター ウェブサイト (2020年7月31日時点) : <http://www.jwrc.or.jp/service/jigyousha/files/tourokubo.pdf>
7. 前同
8. EIA. 2019. Persistent Problem: Japan's Domestic Ivory Trade. Including Infographic: Japan's Ivory Trade Loopholes. <https://eia-global.org/reports/20190807-persistent-problem-japan-domestic-ivory-trade>; トラ・ゾウ保護基金. 2019. 日本の国内象牙市場を閉鎖しなければならない5つの理由. <https://www.jtef.jp/5-reason-jp/>; Sand, Peter. February 2019. Japan's Ivory Trade in the Face of the Endangered Species Convention. Journal of International Wildlife Law & Policy, Volume 21, 2018 - Issue 4. Available at: <https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/13880292.2018.1554872>; EIA. September 2018. Superficial Reforms: An Analysis of Recent Amendments to Japan's Ivory Control Laws Briefing Document for Delegates to CITES Standing Committee 70. <https://eia-global.org/reports/-Japan-LCES-amendments-analysis-SC70>
9. 前同
10. 前同
11. 前同
12. EIA. Japan's Illegal Ivory Exports. <https://eia-global.org/japansillegalivoryexports>
13. GlobeScan Incorporated / WWF. 2020. Beyond the Ivory Ban: Research on Chinese Travelers While Abroad. <https://wwf.panda.org/?968516/Ivory-Consumption-Chinese-Travelers>
14. 高市. 1992. 象牙印材の現状と今後. 印の畑 1992年9月号. 三圭社 Vigne & Martin (2010). Consumer demand for ivory in Japan declines, Pachyderm No. 47 January-June 2010, IUCN/SSC
15. Kitade, et al. 2016
16. METI. 2020
17. EIA. 2018. 象牙のハンコ：日本の違法な象牙取引&アフリカゾウの悲劇の元凶 <https://eia-global.org/reports/20181010-japan-ivory-hanko-report-jp>
18. 2018年の調査では、128店が輸出を前提としている顧客への象牙印の販売を拒絶した。今回、我々の調査員はこの128店中100店に対し電話をかけたが（2020年9月29日～10月7日）、残りの28店には電話するに至らなかった。その理由は、調査を警戒するよう指示する連絡が小売業者間に回されていることがその時点で明らかになったためである。
19. 調査は、2020年6月24日～7月3日の間に行われた。調査にかけられる時間の制限から、調査店数は、2018年調査の2分の1程度（150店）とした。
20. 注6参照
21. 調査に対する警告が出回ったために電話をかけられなかった28店のほとんどは、大阪のハンコ店である。
22. CITES SC69 Inf. 35. Follow-Up Report Of The Public-Private Council For The Promotion Of Appropriate Ivory Trade Measures. <https://cites.org/sites/default/files/eng/com/sc/69/inf/E-SC69-Inf-35.pdf>
23. 朝日新聞2018年2月1日付記事: 「象牙の密輸出未遂の疑い、卸売会社取締役を逮捕 警視庁」 <https://www.asahi.com/articles/photo/AS20180201000061.html>
24. 財務省 (2020). 犯則処分表 (2018年). 行政文書開示決定 (財関第1028号 令和2年11月25日) に基づく開示文書
25. 毎日新聞2018年3月27日付記事
26. 東京都2020年1月10日付報道発表資料. 「象牙取引規制に関する有識者会議」の設置について <https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/01/10/10.html>
27. Legal Daily (2019). 另类游戏竟是象牙制品 断互 网上的象牙走私黑色 条. http://www.legaldaily.com.cn/index_article/content/2019-04/17/content_7833218.htm